

災害時等における物資の保管等に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）とキリンビール株式会社岡山工場（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、武力攻撃等に起因する大規模な災害又は事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における緊急又は救援の輸送に係る物資（以下「物資」という。）の搬入、仕分け、保管、搬出等（以下「保管等」という。）の業務の要請等に関し、協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による協力の要請があった場合は、操業に影響のない範囲で協力するものとする。

（協力要請事項）

第2条 前条第1項の規定により協力を要請する事項（以下「要請事項」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 物資を一時的に保管するための場所等を確保すること及び当該場所等において保管等の業務を行うこと。
- (2) 保管等を実施する上で必要な労務の提供を行うこと。
- (3) 乙の製品（清涼飲料水）について甲からの要請に基づき提供すること。

（協力の要請の方法）

第3条 第1条第1項の規定による協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第4条 要請事項の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時等の直前における適正価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請事項を実施する場合には、速やかに甲に対し、文書により報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは口頭により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、要請事項に係る作業等に従事した者（以下「作業従事者」という。）が、その作業等に従事した際に、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第8号）に基づく扶助金

等の支給の例によりその損害を補償する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲は、当該各号に定める額について補償を行わない。

- (1) 作業従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額
- (2) 乙又は作業従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県危機管理課長、乙においてはキリンビール株式会社岡山工場環境安全室長とする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

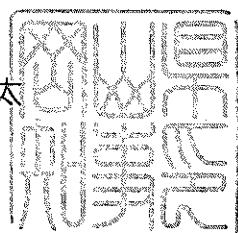
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 6月 4日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市東区瀬戸町万富678番地

キリンビール株式会社岡山工場

岡山工場長 高谷 道夫

